

## 文京区基本構想策定協議会条例

平成二十年十二月八日条例第四十七号

### (設置)

第一条 文京区の基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、区長の附属機関として文京区基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第二条 協議会は、基本構想等の策定について調査審議する。

### (組織)

第三条 協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

一 学識経験者

二 区民

6 前項の委員の総数は、三十人以内とする。

### (会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (幹事)

第五条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長から付託された事項について調査又は研究を行う。

4 幹事は、協議会に出席して意見を述べることができる。

### (委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (失効)

2 この条例は、基本構想等の策定が終了した時をもって、その効力を失う。

### (文京区基本構想審議会条例の廃止)

3 文京区基本構想審議会条例（昭和五十二年六月文京区条例第二十一号）は、廃止する。